

第二十三号議案

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

## 江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

江戸川区立公園条例（昭和三十二年十二月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「図り、江戸川区民の福祉の増進及び生活文化の向上」を「図るとともに、公園を誰もが笑顔になれる「みんなのこうえん」として地域とともに育み、江戸川区が目指す共生社会の実現」に改める。

第六条の二第一項中「使用料又は利用料金を伴うもの」を「別に条例で定める公園施設を除き、使用料又は利用料金を伴う公園施設」に、「第十三条の三及び別表三の(二)」を「及び第十三条の三」に改め、同条第二項中「（別表三の(二)に規定する公園施設を除く。次条、第六条の四及び第十三条の三において同じ。）」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する別に条例で定める公園施設の名称及び位置は当該条例及び規則に、管理運営について必要な事項は当該条例に定めるところによる。

別表二電柱の項中「一、五八三円」を「一、八五六円」に改め、同表標識の項中「九三八円」を「一、一〇〇円」に改め、同表水道管、下水道管、ガス管の項中「一四〇円」を「一六五円」に、「三五一元」を「四一二円」に、「七〇三元」を「八二五円」に改め、同表電線の項中「一一七円」を「一三七円」に、「一四〇円」を「一六五円」に、「三五一元」を「四一二円」に、「七〇三元」を「八二五円」に改め、同表電線の項中「一一七円」を「一三七円」に、「一四二五円」に改め、同表鉄塔の項及び変圧塔、マンホールの類の項中「一、一七三

円」を「一、三七五円」に改め、同表郵便差出箱、信書便差出箱の項中「四六九円」を「五五〇円」に改め、同表公衆電話所の項中「一、一七三元」を「一、三七五円」に改め、同表地下の占用物件の項中「八六五円」を「一、〇三八円」に、「三五一元」を「四一二円」に改め、同表高架の占用物件の項中「五八六円」を「六八七円」に改め、同表天体、気象又は土地の観測施設の項中「九八七円」を「一、一八四円」に改め、同表写真撮影のための常時占用の項中「九、三六〇円」を「一〇、八〇〇円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「一、六五七円」を「一、九一二円」に改め、同表ロケーションの項中「一四、六二五円」を「一六、八七五円」に改め、同表移動販売（飲食物の販売に限る。）のための占用の項中「三、五一〇円」を「四、〇五〇円」に改め、同表その他の占用の項中「三九円」を「四五円」に改める。

別表三(二)を削り、別表三(一)を別表三とする。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、令和四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後の別表二の規定は、施行日以後に許可を受けた占用及び施行日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの

施行日以後の期間に係る占用について適用する。

(説明)

共生社会の実現のため、公園を誰もが笑顔になれる「みんなのこうえん」とし、地域とともに育むことを目的として追加するとともに、占用料の基礎となる固定資産税評価額の評価替えに伴い、公園の占用料を改定するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。